

— 復興に関する情報をお届けします —

海と
生きる

けせんぬま 復興ニュース

第92号 (平成28年5月15日発行)

【発行】
気仙沼市秘書広報課
〒988-8501
宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号
TEL: 22-6600 内線 207・208
FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)
E-mail: h-koho@city.kesenuma.lg.jp



✓ 災害公営住宅入居の追加募集を実施します

今月末から募集要領を配付

■問い合わせ先/
災害公営住宅整備課
tel: 22-6600
内線 467、508

市では、住宅再建方法の決まっていない世帯の解消を図るため、災害公営住宅へ入居を希望する方の追加募集（第2期）を実施します。

募集戸数や広さタイプについては、現在調整中ですが、募集を予定している地区や住宅は次のとおりです。



○募集対象地区 (※5月6日現在の見込み)

《市街地部・集合住宅タイプ》

- ・鹿折地区
- ・気仙沼内湾（魚町）地区
- ・気仙沼内湾（入沢）地区
- ・気仙沼内湾（南町一丁目）地区
- ・気仙沼内湾（南町二丁目）地区
- ・気仙沼内湾（八日町）地区
- ・気仙沼駅前地区
- ・市営幸町住宅
- ・南気仙沼（内の脇）地区
- ・市営館山住宅
- ・九条地区（集合住宅）
- ・市営表松川住宅

《郊外部・戸建・長屋住宅タイプ》

- ・市営唐桑大沢住宅
- ・宿（旧唐桑小跡）地区
- ・市営大浦住宅
- ・牧沢地区
- ・面瀬地区
- ・市営長磯浜南住宅
- ・市営長磯浜北住宅
- ・階上（長磯下原）地区
- ・階上（長磯前林）地区
- ・市営大島住宅
- ・大谷地区
- ・山谷地区
- ・市営津谷街住宅

○申し込み書類の配付について

申し込みを希望される方は、「けせんぬま復興ニュース6月1日号」で募集概要をお知らせしますので、内容をご確認いただき、募集期間内に窓口で関係資料を受け取り、申し込み手続きを忘れずに行ってください。

なお、遠方にお住まいの方などで、窓口にお越しになれない場合は、郵送で資料を送付しますので、お問い合わせください。

■資料配付開始日 / 5月30日（月）予定

■資料配付窓口・

お問い合わせ先 / 災害公営住宅整備課第二係（入居担当）
市役所ワン・テン庁舎1階シルバープラザ内



✓ 行政区を再編統合します

■問い合わせ先／
総務課
tel: 22-6600
内線222

地域コミュニティ再建に向け6地区を再編統合

市では、復興事業として整備している災害公営住宅や防災集団移転事業により、市内の各行政区の世帯分布に大きな変化が生じていることから、見直しが必要と考えられる行政区については、地域コミュニティの再構築を基本に自治会や地域住民の方々と協議し、下記6地区を再編統合しました。

また、今回再編統合する地区以外でも、これまで同様に意向の確認や協議を進めながら、対応してまいります。

○再編統合する行政区

(1) 新設（分割）

① 四反田区

■再編内容／九条1区および九条5区の一部の地域を分割し統合

■区 域／字名：四反田の一部の地域（九条1区の内、市営四反田住宅、九条5区の内、字名が四反田の地域）

■想定世帯数／約170世帯

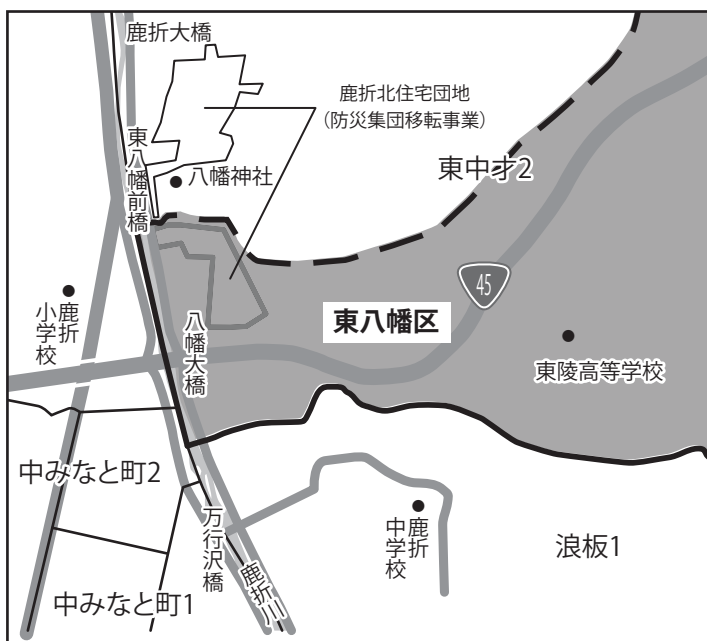


② 東八幡区

■再編内容／東中才2区の区域を八幡神社で分割

■区 域／字名：東八幡前、大峠山の各一部の地域 ※八幡神社の南側

■想定世帯数／約150世帯



(2) 統合

①片浜区

■再編内容／片浜上、片浜下及び浦田地区の一部（防災集団移転団地）を統合

■区 域／字名：松崎片浜、松崎浦田、松崎北沢の各一部の地域

■想定世帯数／約 60 世帯



②前浜区

■再編内容／前浜区及び母体田区を統合

■区 域／字名：松崎前浜及び赤岩港、松崎北沢の各一部の地域

■想定世帯数／約 110 世帯

③小泉浜区

■再編内容／小泉浜 1 区及び小泉浜 2 区を統合

■区 域／字名：本吉町蔵内、本吉町二十一浜、本吉町小浜、本吉町菅の沢、本吉町柳沢、本吉町長窪、本吉町歌生、本吉町今朝磯の各一部の地域

■想定世帯数／約 150 世帯



④小泉町区

■再編内容／小泉新町区、小泉仲町区、小泉下町区を統合

■区 域／字名：本吉町外尾、本吉町下宿、本吉町平貝、本吉町泉、本吉町蔵野及び本吉町泉沢、本吉町南明戸、本吉町新南明戸、本吉町川原の各一部の地域

■想定世帯数／約 160 世帯



✓ 応急仮設住宅の供与期間についてお知らせします

■問い合わせ先／
社会福祉課
tel:22-6600
内線431

本市の応急仮設住宅の供与期間（現行「団地ごとに供与開始から6年間」）については、県からの協議に国が同意する見込みとなり、7年目の延長が「特定延長」に決定される予定です。

このことから、以下の要件に該当する方については、7年目も引き続き入居できますが、届出が必要ですので、確実に手続きをお願いします。

○特定延長の要件（7年目も引き続き仮設住宅に入居できる方）

- ①災害公営住宅、防災集団移転など公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期などの関係から、6年間の供与期間内に仮設住宅を退去できない方
 - ②公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期などの関係から、6年間の供与期間内に仮設住宅を退去できない方
- ※「自宅の再建」は自宅の新築・購入・修繕のほか、マンションの購入や施設への入所も含まれます。

※みなし仮設住宅に入居している方も同様の取扱いになります。

○要件上の注意事項

- ・民間アパートなどの賃貸住宅へ入居する方、親族宅へ同居する方、再建方法が未定の方は要件に該当しませんので、供与期間は、入居中の仮設住宅の供与開始後6年間となります。
- ・「供与開始」は個々の入居日ではなく、仮設住宅ごとの供与（入居）が開始された日です。

○特定延長に必要な手続き（要件に該当する方のみ）

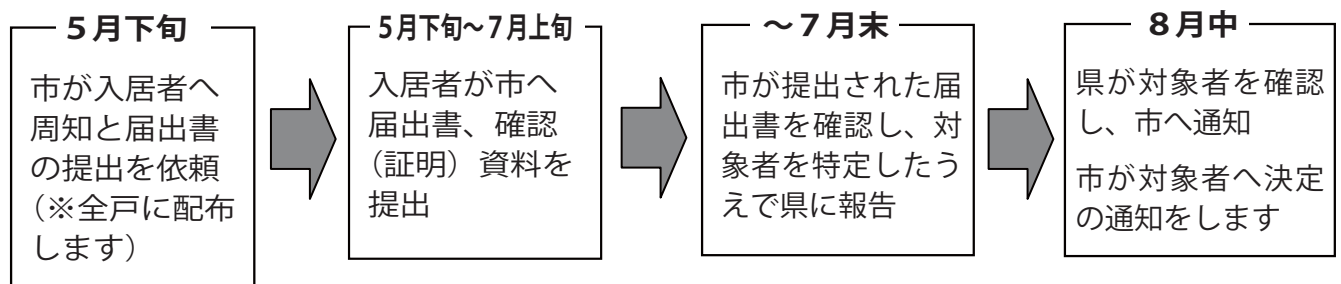
- ・「応急仮設住宅供与期間の特定延長に関する届出書」の提出
- ・「特定延長の理由が確認（証明）できる資料」の提出



■提出期限／7月1日（金）必着 ※期限を過ぎた場合、特定延長の対象になりませんのでご注意ください。

■提出先／社会福祉課、唐桑総合支所保健福祉課、本吉総合支所保健福祉課、階上出張所、大島出張所
※手続きの詳細については、後日お知らせします。

○今後の予定について



○特定延長に決定された方の供与期間

入居中の仮設住宅の供与開始後6年を経過した日の翌日から1年間、または平成30年3月31日のいずれか早い日まで

今回の「特定延長」の決定については、再建方法が決まっていない方々に直ちに退去を求めるものではなく、今後の自立再建に向け、再建方法について一層の検討をお願いするものです。
市では、そうした方々に対し、個別相談などで丁寧に対応してまいります。

